

令和6年度宮崎県介護テクノロジー導入モデル施設育成事業 Q&A

Q1 今回の事業は、既に募集が完了した「介護ロボット・ICT 導入支援事業」とは何が違うのか。

介護ロボット・ICT 導入支援事業(以下「既存事業」という。)は、各介護事業所や施設における業務負担の軽減や介護サービスの質の向上を促進することが主な目的ですが、今回の事業は、モデル施設を育成し、その取組を県内全体に横展開することを目的としております。

既存事業より有利な補助金額、補助率となっておりますが、当事業を活用した事業者には、コンサルタント等を活用して、業務改善(生産性向上)のための改善活動を実施していただくとともに、県が実施する生産性向上の普及事業、介護業界のイメージ改善事業等への協力が求められます。

なお、既存事業に応募している事業者も当該事業に応募することは可能ですが、同年度に両事業を活用することはできません。(両事業採択された場合は、活用する補助事業を選択していただくこととなります。)

Q2 有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅、養護老人ホーム、経費老人ホームは補助対象となるか。

「特定施設入居者生活介護」の指定を受けている場合のみ補助対象となります。

Q3 業務コンサルタント等の活用は必須か。

介護テクノロジーの導入により、業務改善(生産性向上)に向けた改善活動の取組は必須となりますが、その際に業務コンサルタントを活用するかについては、その必要性を事業者にご判断いただくこととなりますので、必須ではありません。

なお、県が設置予定の介護生産性向上のための総合相談窓口を活用いただくことも可能です。